

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年6月7日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年10月9日 09時00分ごろ
発生場所	愛知県豊橋市神野北防波堤付近 三河港神野北防波堤南灯台から真方位055°630m付近 （概位 北緯34°44.5′ 東経137°16.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>イースト チャレンジャー</sup> East Challengerは、船外機を停止して漂流中、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート East Challenger、5トン未満（長さ5.38m） 242-16753愛知、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力44.10kW、回転数 毎分5,500、4気筒、ボア65.0mm、使用燃料ガソリン、平成 3年7月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、友人2人を乗せ、釣りの目的で定係地の豊橋市船津町所在の船溜まりを出航し、神野北防波堤付近で船外機の始動、停止を繰り返して釣り場を移動しながら釣りを行っていたが、最後の漂流中、停止していた船外機を始動しようとした際、セルモーターが回らなくなった。</p> <p>本船は、船長が、船外機を再度始動しようとしたが始動できず、航行不能と判断して118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航され、豊橋市所在の巡視艇基地に着岸した。</p> <p>船舶修理業者は、本インシデント後、原因を調査したところ、メインスイッチ内に断線を認め、セルモーターに通電できなくなり、セルモーターが回らなくなったと判断した。</p> <p>本船は、船舶修理業者が後日メインスイッチの交換を実施したところ、セルモーターが回り、復旧した。</p> <p>本船は、船長が、令和2年11月に購入して以来、今まで不具合が発生したことがなかったので、電気系統の点検を実施したことがなかった。</p> <p>本船の電気系統に関する点検整備記録はなかった。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、電気系統の点検整備が実施されていない中、船長が船外機を始動した際、メインスイッチ内に断線が発生したことから、船外機を再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船の電気系統は、長期間点検整備されていない可能性があるものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、電気系統の点検整備が実施されていない中、船長が船外機を始動した際、メインスイッチ内に断線が発生したため、船外機を再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、船舶を購入した際、船外機だけでなく、付属する機器の点検を実施し、異常を認めた場合、交換すること。</li> <li>・ 船長は、定期的に電気系統を点検整備し、異常があれば不具合部品を交換すること。</li> </ul>